

## 広島市水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザル応募要項

### 1 プロポーザルの目的

広島市水道料金等徴収業務の履行に当たっては、お客さまサービスの水準の維持はもとより、今後ますます高度化・複雑化していくお客さまや社会のニーズへの対応力が求められることから、これらの履行能力を有する者を受託候補者として選定することを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

広島市水道料金等徴収業務（第1エリア）

広島市水道料金等徴収業務（第2エリア）

#### (2) 業務の内容

別紙「広島市水道料金等徴収業務（第1エリア、第2エリア共通）基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

#### (4) 履行期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 概算事業費

#### (1) 第1エリア

2,214,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）程度を見込んでいる。

（年度別内訳）

令和8年度：0円

令和9年度：541,700,000円

令和10年度：549,200,000円

令和11年度：557,600,000円

令和12年度：566,300,000円

#### (2) 第2エリア

1,940,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）程度を見込んでいる。

（年度別内訳）

令和8年度：0円

令和9年度：476,000,000円

令和10年度：481,600,000円

令和11年度：488,200,000円

令和12年度：495,000,000円

### 4 事業担当課

広島市水道局営業部業務管理課（管理係）（広島市水道局基町庁舎3階）

〒730-0011 広島市中区基町9番32号

電話 082-511-6955（直通）

FAX 082-511-6915

電子メール gyokan@city.hiroshima.lg.jp

### 5 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和8年6月29日（月）

- ・応募資格確認申請書提出期限 令和8年7月21日（火）
- ・質問受付期限 令和8年8月 3日（月）
- ・提案書提出期限 令和8年8月19日（水）
- ・審査委員会（ヒアリング） 令和8年9月 2日（水）
- ・審査結果通知 令和8年9月上旬を予定
- ・契約締結の日 令和8年9月下旬から10月上旬を予定

## 6 応募資格

プロポーザルに応募する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 平成28年4月1日以降に、東京都又は政令指定都市若しくは中核市が発注した1契約において、2年以上継続して履行した次の業務（現在履行中の業務を含む。）の実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。
  - ・ 給水人口10万人以上の受託区域における水道料金徴収業務（仕様書に規定する調定及び滞納整理に類似する事務を含む業務をいう。）
- (4) 予定する現場責任者及び副現場責任者の選任・配置に関し、次のいずれにも該当していること。
  - ア 常時雇用関係にある従業員を仕様書に規定する現場責任者（実務経験が通算4年以上）及び副現場責任者（実務経験が通算2年以上）に選任できる者であること。
    - なお、実務経験年数は、令和9年4月1日までに指定の年数以上を有していること。
    - イ 現場責任者を仕様書に示す営業所に1名ずつ常駐させることができる者であること。
    - ウ 副現場責任者を仕様書に示す営業所に配置（営業所の兼任を認める。）できる者であること。
- (5) 水道法第25条の3第1項第3号に定められた基準のほか、次のいずれにも適合し、メーター撤去による給水停止、解除その他の技能を有する者であること。
  - ア 水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者を、本業務の従事者から1名以上選任できる者であること。
  - イ 水道法施行規則第20条に規定する4つの種別の機械器具について、種別ごとに1個以上を有することができる者であること。
- (6) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに係る業務内容を含む処分に限る。）又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
  - イ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
- (8) このプロポーザルに応募しようとする他有資格業者のうちに、次に掲げる資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者がいないこと。
  - ア 親会社等と子会社等

- イ 親会社等が同一である子会社等
  - ウ 代表権を有する者が同一である会社等
  - エ 役員等に兼任がある会社等（一方の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
  - オ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
  - カ 上記アからオまでが複合した関係にある会社等
  - キ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
  - ク 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
  - ケ 共同企業体とその構成員
  - コ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
- (9) 本業務のプロポーザル審査委員会の委員又は当該審査委員会によって選任された学識経験者が、自ら主宰し、又は役員、顧問、被用者その他の密接な関係にあり、プロポーザルの適正さが阻害されると認められる者でないこと。
- (10) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（応募資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。）
- (11) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。
- (12) 共同企業体で応募する場合は、次の要件を満たすこと。
- ア 構成員のうち少なくとも1者が広島市内に本店を有していること。
  - イ 前記(3)の要件に関しては、代表者となる構成員が満たすこと。
  - ウ 前記(1)、(2)及び(6)から(10)までの要件に関しては、構成員である全ての企業がその要件を満たすこと。
  - エ 前記(4)、(5)及び(11)の要件に関しては、構成員のいずれかが満たすこと。
  - オ 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。
    - (ア) 構成員が2者の場合は、1者につき30パーセント以上とする。
    - (イ) 構成員が3者の場合は、1者につき20パーセント以上とする。
    - (ウ) 代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。
- (13) 業務を受注したときは、業務を履行するために必要な物品等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

## 7 応募資格確認申請書等の提出

本プロポーザルに応募しようとする者は、次に掲げる書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）して提出しなければならない。

### (1) 受託希望エリア届出書（様式1） 1部

ア 両エリアのいずれかを受託したい場合、原則として両エリアを受託できないため、第1希望の欄に優先度の高いエリアを記入し、第2希望の欄に残るエリアを記入して提出すること。

なお、後記11(2)ただし書きのとおり、両エリア双方を受託できることもあり得る。

イ 一方のエリアのみを受託したい場合、第1希望の欄に受託を希望するエリアを記入し、第2希望の欄に該当なしと記入して提出すること。

ウ 正確を期すため、空欄がある場合及び第1希望と第2希望に同じエリアが記入された場合は、受理できない。

### (2) 応募資格確認関係書類

ア 応募資格確認申請書（様式2-1）又は応募資格確認申請書（共同企業体用）（様式3-1）【1

部】

共同企業体で応募する場合は、様式3-1を提出すること。

イ 履行実績調書（様式2-2）並びに当該履行実績に係る契約書（写し）及び出資割合の確認資料（写し）【各1部】

確認資料として、契約書（写し。契約履行実績の確認に関係しない部分は省略可能。）を添付すること。また、共同企業体の構成員としての履行実績を提出する場合に限り、当該契約の出資割合を確認できる資料（写し）を添付すること。

なお、本局が確認資料の追加提出を求めた場合は、これに応じること。

ウ 配置予定現場責任者等調書その1、その2（様式2-3）【受託を希望するエリアごとに各1部】

本調書を提出後、原則として配置予定現場責任者等（副現場責任者を含む。以下「予定責任者」という。）を変更できない。ただし、発注者が、正当な理由があると認める場合においては、この限りでない。

(ア) 原則として両エリアを受託できないため、各エリアの調書に予定責任者を重複して記載することを認める。ただし、後記11(2)ただし書きのとおり両エリアを受託することとなった場合は、重複させた予定責任者について、同等以上の実務経験を有する者に変更すること。この場合において、予定責任者の変更（追加）ができないときは、受託辞退届（様式2-7）を提出し、第2希望としたエリアの受託を辞退すること。このことを理由として、不利益な取扱いは一切しない。

(イ) 提出時に予定責任者を特定できない場合、配置予定人数以上の予定責任者を記載し、契約後、記載した者の中から配置すること。

エ 予定責任者の雇用証明書等（任意様式）【予定責任者について全員分】

予定責任者が常時雇用関係にあることの確認資料として、前記ウの様式2-3に添付すること。任意様式とするが、氏名、事業者名称、証明者、証明日（応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）、雇用形態（正規従業員であることがわかるもの）及び雇用開始日に関する記載があり、並びに証明者（代表者等）印が押印されたものであること。

なお、前記ウ(ア)により重複させた予定責任者を変更する場合は、追加して提出すること。

オ 選任予定給水装置工事主任技術者調書（様式2-4）【1部】及び給水装置工事主任技術者免状（写し）【当該調書に記載した全員分】

本調書を提出後、選任予定給水装置工事主任技術者の変更は原則として認めないので注意すること。また、確認資料として当該免状の写しを添付すること。

なお、提出時に当該予定者を特定できない場合、配置人数以上の選任予定給水装置工事主任技術者を記載し、契約後、記載した者の中から選任すること。

カ 資本的関係・人的関係調書（様式2-5）【1部】

共同企業体で応募する場合は、全ての構成員が提出すること。

(ア) 資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する他の者（前記6(8)に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）を漏れなく記載して提出すること。

(イ) 提出されたこの調書によって、資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する他の者が本件プロポーザルに応募したことが判明した場合は、当該関係を有する全ての者の応募を無効とする。

なお、虚偽の申告を行なった者に対しては指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

キ 前記6(10)及び(11)が確認できる書類

共同企業体で応募する場合は、次に掲げる(ア)及び(イ)については、全ての構成員が提出すること。

(ア) 広島市税の納税証明書（写し可）又は申立書（様式2-6）

「令和〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3

か月前の日以降のものに限る。)。ただし、広島市に納税義務のない場合、別紙「申立書」を提出すること。

※ 納税証明書の請求方法の確認、請求書(様式)のダウンロードは、広島市のホームページトップ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) から、「くらし・手続き」→「税金」→「市税の証明」で可能。

※ 納税証明書の有効期限については、次の例を参照のこと。

応募資格確認申請書提出日が令和8年7月1日の場合 ⇒ 令和8年4月1日以降の証明年月日のもの

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写し。〔PDF形式による電子納税証明書を印刷した書面も可〕(証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

納税証明書(未納の税額がないことの証明)は、納税地を所管する税務署が交付しており、請求から受取までの手続は、オンラインで可能。詳細は、国税庁のホームページ内「G-1 納税証明書の交付請求手続 (<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)」を参照し確認できる。

※ 納税証明書の有効期限については、前記(ア)の例を参照のこと。

(ウ) プライバシーマーク登録書その他の情報セキュリティ関連認定が確認できる書類(写し)

応募資格確認申請書提出日において有効期間内であること。

ク 共同企業体設立に係る書類

共同企業体で応募する場合、次に掲げる書類を提出すること。

なお、様式3-4については、不要の場合がある。要否を確認したいときは、前記4の事業担当課に問い合わせること。

(ア) 委任状(提案競争等に関する権限の委任)(様式3-2)【1部】

本業務に係る提案競争、見積及び契約締結などの権限を各構成員から共同企業体の代表者に委任する必要がある。

(イ) 共同企業体協定書(様式3-3)【1部】

各構成員が記名押印し、1部は提出し、他は各自が所持する。

広島市競争入札等参加資格の登録時に本市における入札・契約等の権限を本店等の代表者から支店等の代表者に委任した場合は、当該支店等の代表者が協定を締結すること。

(ウ) 委任状(各構成員用。共同企業体の結成に関する権限の委任)(様式3-4)【委任を必要とする構成員について全員分】

各構成員において、広島市競争入札等参加資格の登録時に本市における入札・契約等の権限を本店等の代表者から支店等の代表者に委任した場合は、当該支店等の代表者の権限に共同企業体の結成に関することを追加する必要がある。

(3) 提出期間

公示日から令和8年7月21日(火)までの午前8時30分から午後5時まで(広島市の休日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)

(4) 提出場所

前記4の事業担当課

(5) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。)

(6) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

## 8 質問の受付及び回答

この応募要項及び基本仕様書に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の受付

ア 受付期間 公示日から令和8年8月3日(月)までの午前8時30分から午後5時まで(広島市の休日を除く。)

イ 受付場所 前記4の事業担当課

ウ 受付方法 質問書(様式4)をエリアごとに作成し記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日から、5日以内(広島市の休日は含まない。)に質問者に直接回答するとともに、広島市水道局のホームページに掲載する。

なお、誰もが一般的に知り得る事実の確認や、事務手続に関する確認のための質問については、事業担当課の判断により質問者に個別に回答する。

9 提案書及び価格提案等の提出

2種類の提案書(任意様式及び様式5)を次のとおり作成して1組みとし、価格提案書等(様式6-1及び様式6-2)及び指定公金事務取扱者の指定に係る申出書(様式7)と併せて提出すること。

なお、提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(1) 提案書全体版(任意様式)

全体版については、ヒアリング(提案内容の説明)では時間に制約があるため基本的に使用しないが、契約書の一部として取り扱う。

なお、ヒアリング(提案内容の説明)において、補足的に全体版を使用し説明することは妨げない。

ア 規格、体裁等

(ア) 日本産業規格A4縦置き、横書き、両面印刷、左綴りとし、資料等のためA3版を使用する場合は、折綴りとする。

(イ) 提案内容の最初のページには目次を付け、各ページに番号を付すこと。

なお、ページ数は制限しない。

(ウ) 正本は、指定の表紙を使用し袋綴りとする。

(エ) 副本は、A4縦2穴のファイル綴りとし、最初の1枚目に指定の表紙を綴ること。ファイルは任意とするが、エリア名を表示した上、提案者を特定又は類推できる記載のないものであること。

(オ) 前記(ウ)及び(エ)の表紙については、正本は様式8-1を使用し提案者名(商号・名称、代表者名)等を記載すること。副本は様式8-2を使用し提案者を特定又は類推できる記載はしないこと(提案者名等の記載は正本のみ)。

イ 注意事項

様式5に記載する項目は、必須として記載すること。また、提案者を特定又は類推できる表現(画像を含む。)を用いないこと。

(2) 提案書概要版(様式5)

概要版については、ヒアリング(提案内容の説明)に使用することから、全体版を要約・抜粋して記載するとともに、図表を使用し、また、アピールポイントを明記するなど、時間に制約がある中で提案者の特徴を認識しやすいように作成すること。

なお、概要版についても全体版と同様に、契約書の一部として取り扱う。

ア 規格、体裁等

様式5の注意事項によること。

イ 注意事項

様式5の記載項目は、後記10(5)の受託候補者特定基準に記載する「評価の観点」に対応させて設定しているので、漏れなく記述すること。また、提案者を特定又は類推できる表現（画像を含む。）を用いないこと。

(3) 価格提案書（様式6-1）及び見積内訳書（様式6-2）

価格提案は、エリアごとに消費税及び地方消費税を含まない金額で行うこと。

ア 価格提案書（様式6-1）には、本業務委託全体の4年間に要する経費の見積金額を記入すること。

イ 見積内訳書（様式6-2）は、年度ごとに4部作成し、各年度の見積金額及び積算根拠を記入すること。

(4) 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書（様式7）

地方自治法施行令に規定された指定公金事務取扱者の要件については、提案書等により確認する。別途資料の提出等を求めた場合は、これに応じること。

(5) 提出部数等

ア 提案書全体版及び概要版

(7) エリアごとに正本2部及び副本12部

(4) データをPDF形式により保存したCD-R又はDVD-Rを封緘した封書1通  
封書には、提案者名及びエリア名を表示すること。

イ 価格提案書及び見積内訳書

価格提案書及び見積内訳書の一式をエリアごと封緘した封書1通

封書には、提案者名及びエリア名を表示すること。

ウ 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書1部

(6) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和8年8月19日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 前記4の事業担当課

ウ 提出方法 持参、郵送又は輸送（提出期限までに必着とする。）

郵送等による場合、配達証明付き書留郵便又は送達証明付き特定信書便を利用すること。

エ 提案者を特定又は類推できる表現（画像を含む。）が用いられた提案書は受理できないため、次の点に注意すること。

(7) 提案者名（共同企業体の構成員名を含む。）、従事者名、略称その他の提案者を特定又は類推できる表現は、マスキングするか、記載しないこと。

(4) 従事者、社章、制服、実施場所その他の提案者を特定又は類推できる画像を記載しないこと。

(7) 履行実績の説明のため記載しようとする都市名は、マスキングするか、次の例に倣って記載すること。

例…「政令市A、政令市B」、「中核市A、中核市B」

(4) 履行実績の説明のため記載しようとする地場の企業名、提案者の支店名、受託区域の地図その他の履行実績を有する都市名を特定又は類推できる表現は、マスキングするか、記載しないこと。

オ 提案書受理後の訂正及び差替え並びに追加（説明用資料を含む。）を認めない。

カ 提案数は1者1提案とし、2組み以上の提案書又は価格提案書が提出された場合は、失格とする。

## 10 審査

### (1) 審査方法

提案内容のヒアリング（非公開）を実施し、広島市水道料金等徴収業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、後記(5)の受託候補者特定基準に基づき、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。

### (2) ヒアリングの実施

ア 日時  
令和8年9月2日（水）  
実施時刻は、別途通知する。

イ 場所  
広島市水道局基町庁舎内（広島市中区基町9番32号）

ウ 所要時間  
(ア) 一方のエリアのみを応募した場合  
1者あたり50分（説明35分、質疑応答15分）程度とする。  
(イ) 両エリアを応募した場合  
1者あたり60分（説明45分、質疑応答15分）程度とする。

エ その他  
(ア) ヒアリングの参加人数  
A 単独企業の場合 1者当たり2名まで  
B 共同事業体の場合  
a 2者で構成する共同企業体は、1者当たり3名までとし、各構成員につき少なくとも1名が参加すること。  
b 3者で構成する共同企業体は、1者当たり4名までとし、各構成員につき少なくとも1名が参加すること。  
(イ) 提案者名及び提案者が特定できる行為（発言、社員章の着用など）を行わないこと。  
(ウ) 提出された提案書により実施し、備品等（例 パソコン、プロジェクター）の持込みは認めない。

- (3) 審査委員会の構成  
審査委員会は、広島市職員5名以上をもって構成する。
- (4) 学識経験者の選任  
委員とは別に学識経験者を2名選任し、意見を聴取して審査の参考とする。  
なお、学識経験者は、審査委員会の意思決定に関与しない。
- (5) 受託候補者特定基準  
【別紙】「受託候補者特定基準」のとおり。

(6) 評価基準等

ア 提案書

(ア) 評価点

提案内容（価格提案を除く。）については、関係法令の遵守を前提として、観点ごとに次表のとおり5点を限度として評価し、受託候補者特定基準に示す係数を乗じて評価点とする。

区分	点数					
	0	1	2	3	4	5
評価	・記述がない。 ・要求要件を満たさない。	非常に劣っている。	劣っている。	・普通 ・現状程度の水準である。	優れている。	非常に優れている。

(イ) 失格要件等

- A 提案内容の一部又は全部が違法であり、かつ、違法状態の速やかな是正を怠っていると認められる場合、失格とする。
- B 提案者又は、提案者が共同企業体の場合はいずれかの構成員が、次に掲げる要求要件を満たさない場合、失格とする。  
a 広島県の最低賃金を遵守していること。  
b 直近の決算時において自己資本を保有していること。  
c 障害者の雇用の促進等に関する法律第47条に基づく企業名公表に至っていないこと。

なお、提案者が共同企業体の場合、要求要件を掲げた評価項目については、全ての構成員について、提案書に記載しなくてはならない。また、資料提出を求めた場合は、これに応じなければならない。

- C 各観点において、提案に根拠や具体性がないなど、評価に必要な判断材料に欠けるときは、点数を0とする場合がある。

#### イ 価格提案

価格提案に係る評価点（以下「価格評価点」という。）については、次のとおり算定する。

- (ア) 見積金額（消費税及び地方消費税（以下この項において「税」という。）を含まない。）が予定価格（税抜額、非公表）を超過した場合、失格とする（要求要件）。
- (イ) 見積金額に基づき、次の算定式により価格評価点を算定する。

$$\frac{\text{調査基準価格相当額（非公表）}}{\text{見積金額}} \times 100 = \text{価格評価点（100点満点）}$$

価格評価点は、調査基準価格相当額以下を最高点とし、100点（満点）を超過しない。また、見積金額が調査基準価格相当額から高く乖離するほど減点し、予定価格と同額を最低点とする。なお、調査基準価格相当額は、公表しない。

- (ウ) 提案された見積金額と見積内訳は、学識経験者に意見を求める。人件費の積算根拠が確認できないなど、評価に必要な判断材料が欠けるときは、点数を0点とする場合がある。
- (エ) 価格提案後における見積金額の変更は、認めない。
- (7) 受託候補者の特定
- ア 審査委員会での審査の結果、エリアごとの最高得点者（提案者の中で評価点の合計が最も高い提案書を提出した者をいう。以下同じ。）を各エリアの受託候補者とする。ただし、本業務を実施する目的及び内容を考慮し、最高得点者の提案内容が本局の求める最低限の水準（評価点（価格評価点を除く。）の合計が満点の6割）に達していないと審査委員会において判断された場合は、この限りでない。
- イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会の決定によって受託候補者を特定する。

#### (8) 審査結果等の通知及び公表

後記11の優先交渉権者を決定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する（令和8年9月上旬を予定）。また、提案者全員の商号・名称及び各提案者の審査結果（順位、点数を含む。）、並びに審査委員会の委員及び学識経験者の氏名及び職名（職業）を広島市水道局のホームページにおいて公表する。

#### (9) 審査結果に関する質問等

前記(8)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内（広島市の休日は含まない。）に、書面により、説明を求めることができる。

事業担当課は、質問等を受け付けた場合は、速やかに書面により回答する。ただし、価格評価点及び価格評価点を逆算できる事項については、回答できない。

### 11 優先交渉権者の決定

審査委員会がエリアごとに特定した受託候補者を優先交渉権者として決定する。ただし、両エリアにおいて同一の受託候補者が特定された場合は、次のとおり、優先交渉権者を決定する。

- (1) 本プロポーザルの応募資格確認申請と併せて提出された受託希望エリア届出書（様式1）により、第1希望として届けられたエリアについて、当該受託候補者を優先交渉権者に決定する。
- (2) 残るエリアについては、当該エリアを希望し有効な提案書を提出した応募者の中から、次点の評価を得た者を優先交渉権者に決定する。ただし、受託候補者のほかに有効な提案書を提出した応募者がいないときは、当該受託候補者を優先交渉権者に決定する。

## 12 契約

### (1) 随意契約の締結

- ア 優先交渉権者は、価格提案と同額の見積書を提出すること。これに基づき、当該優先交渉権者を契約の相手方として決定する。
- イ 契約の相手方を決定した日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に随意契約を締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を優先交渉権者として決定する。
- ウ 契約の相手方を指定公金事務取扱者に指定し、その旨を書面により通知する。また、指定をしないこととした提案者には、その旨及びその理由を書面により通知する。
- エ 契約書は2通作成し、本局及び契約の相手方となった者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。
- オ 契約書の作成に要する費用は全て、契約の相手方となった者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本局が交付する。

### (2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに最高支払予定額（各年度の支払予定額のうち最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に広島市水道局を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記4の事業担当課に提出したとき。

この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。）までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日（当日が休日の場合は、休日でない前日）までに、残余の履行期間までを保険期間とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付することについて、誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、見積書提出後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

- イ 契約保証金免除申請書（広島市水道局のホームページからダウンロードできる。）を、前記4の事業担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

- (ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- (イ) 広島市税について滞納がないこと。
- (ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市水道局のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本局による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本局において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず見積書提出後のできるだけ早い時期に、前記4の事業担当課に申請すること。

13 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市水道局契約規程等の諸規程及び広島市水道料金等徴収業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
  - ア 本局発注契約に係る下請契約等（広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
  - イ 本局発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者
 なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本局に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

14 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利となるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 応募資格確認申請書、添付書類及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募資格確認申請書、添付書類及び提案書等に虚偽の記載をした場合又はその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 応募資格を有することを通知された後、本プロポーザルの参加を辞退する者は、提案書受付期間内に参加辞退届（様式9）を前記4の事業担当課に提出すること。参加を辞退したことで不利益な取扱いは一切しない。
- (6) 提案書の内容については、契約書の一部とするとともに、履行検査に当たっては、別紙「仕様書」に示す本業務の最低要求水準及び提案書の内容を満たしていることを確認する。
- (7) 提案書に記載した予定責任者及び選任予定給水装置工事主任技術者を変更して契約を締結することはできない。ただし、当該予定者の病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (8) 提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に使用しない。ただし、提案者の了解を得たときは、この限りではない。また、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
 

なお、提出された提案書等の返却には、応じない。
- (9) 本プロポーザルの参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、広島市水道局契約規程その他関係法令及び本局の要綱、要領等（以下のプロポーザル関係資料等を含む。）を承知の上で参加すること。プロポーザル関係資料等は、次のとおりである。

プロポーザル関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型プロポーザル手続開始の公示（写し）</li> <li>・公募型プロポーザル応募要項</li> <li>・受託候補者特定基準（別紙）</li> <li>・基本仕様書</li> </ul>	広島市水道局のホームページ <a href="https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/">(https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/)</a> のトップページ下方（ご利用ナビ）の「入札・契約情報」→「入札発注情報」

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書（案）及び契約約款</li> <li>・ 受託希望エリア届出書（様式 1）</li> <li>・ 応募資格確認申請書（様式 2-1）</li> <li>・ 履行実績調書（様式 2-2）</li> <li>・ 配置予定現場責任者等調書その 1、その 2（様式 2-3）</li> <li>・ 選任予定給水装置工事主任技術者調書（様式 2-4）</li> <li>・ 資本的関係・人的関係調書（様式 2-5）</li> <li>・ 申立書（様式 2-6）</li> <li>・ 受託辞退届（様式 2-7）</li> <li>・ 応募資格確認申請書（共同企業体用）（様式 3-1）</li> <li>・ 委任状（提案競争等に関する権限の委任）（様式 3-2）</li> <li>・ 共同企業体協定書（様式 3-3）</li> <li>・ 委任状（各構成員用。共同企業体の結成に関する権限の委任）（様式 3-4）</li> <li>・ 質問書（様式 4）</li> <li>・ 提案書 概要版（様式 5）</li> <li>・ 価格提案書（様式 6-1）</li> <li>・ 見積内訳書（様式 6-2）</li> <li>・ 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書（様式 7）</li> <li>・ 提案書 正本の表紙（様式 8-1）</li> <li>・ 提案書 副本の表紙（様式 8-2）</li> <li>・ 辞退届（様式 9）</li> </ul>	<p>の「調達情報公開システムに掲載されない入札公告等」を展開し、「令和 8 年度案件」のリンク先からダウンロードすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約保証金の納付等について（長期継続契約用） <ul style="list-style-type: none"> <li>※「長期継続契約」を「債務負担行為に係る契約」に読み替えること。</li> </ul> </li> <li>・ 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について</li> <li>・ 契約保証金免除申請書（委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）用）</li> <li>・ 長期継続契約の履行保証保険に係る誓約書（履行期間が 2 年超え 4 年以下の場合）</li> </ul>	<p>広島市水道局のホームページ (<a href="https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/">https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/</a>) のトップページ下方（ご利用ナビ）の「入札・契約情報」→「各種様式」の「物品購入等・業務委託の入札に係る様式等」を展開し、「(物品・委託・施設・リース) 契約保証金の納付等について」のリンク先からダウンロードすること。</p>